

令和5年度奨学生を募集します

経済的理由により修学が困難な方を対象に、令和5年度奨学生を募集します。

▶奨学生の種類

①つくばみらい市奨学生

②つくばみらい市高等学校等奨学生

▶募集人数：若干名

▶貸与月額

① 30,000円/月 ② 20,000円/月

▶貸与期間：令和5年4月から在学する学校の正規の修学期間

▶募集期間：2月6日(月)～5月8日(月)

☎ 教育委員会庁舎学校総務課 (内線7105)

手続き・申請

4月から新入園児童の保護者の方へ

保育料無償化の手続き(認定申請)はお済みですか？

令和5年4月からお子さんが幼稚園や認可外保育施設などに入園する方は、利用施設の種類などによって、利用料無償化の事前手続きが必要となる場合があります。無償化の手続きや必要書類については、市のホームページをご覧ください。



▶無償化の対象となる費用

対象施設・サービスの利用料(保育料)が無償化の対象となります。食材料費、通園送迎費、行事費などの保育料以外の費用は、これまでどおり保護者の負担となります。

▶事前に手続き(認定申請)が必要な方
対象施設の3～5歳児クラス(年少～年長)と、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの方で、次のいずれかに当てはまる方

○新制度未移行の幼稚園に入園する方

○新制度幼稚園(公立幼稚園含む)や認定

こども園幼稚園部に入園する方で、保育の必要性があり、預かり保育を利用する方
○保育の必要性があり、認可外保育施設に入園する方

○保育の必要性があり、一時預かり、病児(病後児)保育、ファミリーサポートセンターを利用する方

※保育の必要性の認定について

「保育の必要性がある」とは、保護者が共働きの場合や、病気・障がいがある場合、妊娠・出産や保護者の同居親族などの看護・介護で保育ができない場合など、保護者に代わって子どもを保育する必要があると認定されることです。

▶申請期限：2月28日(火)

▶申請方法：下記問い合わせ先まで、認定申請書などの必要書類を提出してください(申請書様式などは市ホームページからダウンロードできます)。

※既に入園予定の施設などから必要書類を受け取り、こども課に提出が済んでいる方は、改めて提出する必要はありません。

※認定申請書の提出日以前の利用分は無償化の対象となりませんので、ご注意ください。

☎ 伊奈庁舎こども課保育推進係(内線4204)

就学援助制度をご利用ください

小中学生の保護者の方で、経済的な理由で就学が困難な方に対し、学校で必要な費用の一部を援助します。

▶対象者：市税に滞納がなく、次の条件に当てはまる方など

○児童扶養手当を受給中の方

○世帯全員の所得合計額が基準以下の方

▶援助の内容：学用品費、新入学学用品費、校外活動費、給食費など

▶申請方法：制度のご案内と申請書類は各学校で配布しています。必要書類に記入・押印のうえ、お子さまの在学する学校へ提出してください。

■新入学学用品費の入学前支給を行います
新入生保護者の方には、「就学通知書」と「就学援助に関する詳しいご案内」を、1月下旬に送付しますので、ご覧ください。

▶対象者：令和5年度小中学校新入生保護者の方のうち、前述の就学援助の対象となる方



詳細はこちら

で、令和5年1月1日に市内に住所がある方

不妊治療費・不育症治療費の助成内容が変わります！

令和4年4月より、不妊治療が医療保険適用となりました。それに伴い、本市の不妊治療費、不育症検査および治療費の助成制度を見直し、医療保険適用外の治療などに対し助成します。

■不妊治療費助成

治療期間の初日が令和3年度以降であり、医療保険診療外で行った体外受精・顕微授精、およびその一環として受けた男性不妊の治療が対象となります。

【治療開始が令和4年3月31日以前の方】

▶助成限度額：5万円/回(1回限り)

【治療開始が令和4年4月1日以降の方】

▶助成限度額：10万円/回(回数制限なし)

■不育症検査および治療費助成

医療保険診療外で行った、不育症検査および治療が対象となります。

▶助成限度額：1年度につき10万円

■申請期間

不妊治療が終了した日の属する年度内、または、不育症検査および治療を行った年度内に申請してください。



不妊治療費助成について



不育症検査および治療費助成について

☎ 健康増進課(保健福祉センター内)

☎ 0297 - 25 - 2100

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント